附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十八条に規定する承認地域経済牽引事業に関する省令第二条第四項から第六項まで及び第三条第三項から第五項までの規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十三条第一項の承認（同法第十四条第一項の変更の承認を含む。以下同じ。）の申請について適用し、施行日前にされた同法第十三条第一項の承認の申請については、なお従前の例による。

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○厚生労働省令第百五十三号

国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第二十九条の四の四第三項、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）第十六条第八項及び第十六条の四第二項並びに介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第二十二条の三第十項の規定に基づき、国民健康保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十一月十二日

厚生労働大臣　上野賢一郎

国民健康保険法施行規則等の一部を改正する省令

（国民健康保険法施行規則の一部改正）

第一条　国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（高額介護合算療養費の支給申請等）	（高額介護合算療養費の支給申請等）
第二十七条の二十六　基準日において市町村又は組合の国民健康保険の世帯主等である者（以下この条において「申請者」という。）は、法第五十七条の三の規定により高額介護合算療養費の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した高額介護合算療養費支給申請書を当該申請者が住所を有する市町村又は組合に提出しなければならない。ただし、計算期間において申請者が当該市町村又は組合の被保険者として受けた療養に係る高額介護合算療養費の支給を受けようとするときであつて、当該申請者が基準日において当該市町村又は組合の被保険者でないときは、この限りでない。	**第二十七条の二十六**　基準日において市町村又は組合の国民健康保険の世帯主等である者（以下この条において「申請者」という。）は、法第五十七条の三の規定により高額介護合算療養費の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した高額介護合算療養費支給申請書を当該申請者が住所を有する市町村又は組合に提出しなければならない。ただし、計算期間において申請者が当該市町村又は組合の被保険者として受けた療養に係る高額介護合算療養費の支給を受けようとするときであつて、当該申請者が基準日において当該市町村又は組合の被保険者でないときは、この限りでない。
一～三　（略）	一～三　（略）
四　申請者及び基準日世帯員が、計算期間において、それぞれ加入していた医療保険者及び介護保険者（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第三条の規定により介護保険を行う市町村及び特別区をいう。次項及び第二十七条の二十九において同じ。）の名称及びその加入期間	四　申請者及び基準日世帯員が、計算期間において、それぞれ加入していた医療保険者及び介護保険者（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第三条の規定により介護保険を行う市町村及び特別区をいう。次項において同じ。）の名称及びその加入期間
五　（略）	五　（略）
2～7　（略）	2～7　（略）
（高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付申請等）	（高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付申請等）
第二十七条の二十七　（略）	**第二十七条の二十七**　（略）
（高額介護合算療養費の支給申請に係る特例）	（新設）
第二十七条の二十八　市町村は、世帯主による高額介護合算療養費の支給申請に関する手続について、第二十七条の二十六の規定にかかわらず、別段の定めをすることができる。	（新設）
第二十七条の二十九　前条の規定による別段の定めにより、支給申請に関する手続が省略された場合には、市町村は申請者又はその世帯員の属する介護保険者に、その旨を通知しなければならない。	